

県内訪問介護事業者の皆様へ

愛知県健康福祉部高齢福祉課

## 平成27年度以降の特定事業所加算の算定要件について

日頃から、本県の介護保険行政に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県監査指導室による実地指導等において、特定事業所加算の算定要件を十分に満たしていないままに介護報酬を請求していた事業所が散見されております。

つきましては、当該加算を算定している事業所におかれましては、この加算が、より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるとの趣旨を認識し、以下の算定要件を自己点検した上で、適切な請求事務を行ってください。

※■は、どちらかに適合していること

特定事業所加算の算定要件【訪問介護】	I	II	III	IV	自己点検
1 <u>すべての訪問介護員等</u> （登録型訪問介護員を含む。以下同じ） <u>ごとに個別具体的な研修の目標、内容、期間、実施時期等を定めた研修計画</u> （現状把握・克服課題等を検証し、目標を達成するためにどのような内容の研修を行うか） <u>を策定し、実施又は実施を予定しなければならない。</u> （経験年数等によりグループ分けも可）	○	○	○		
2 ① サービス提供責任者は、すべての訪問介護員等に対し、利用者情報・留意事項伝達・技術指導を目的とした <u>会議を概ね1月に1回以上開催し、その概要を記録</u> しなければならない。（グループ別開催も可） ② サービス提供責任者は、利用者情報やサービス提供時の留意事項（利用者のADLや意欲・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望・家族を含む環境・前回のサービス提供時の状況等）を <u>連絡票や提供記録等</u> （FAX、メール含む）の書面により <u>確実な方法で訪問介護員に伝達</u> し、サービス提供終了後の <u>報告内容を提供記録等の書面に記録・保存</u> しなければならない。	○	○	○	○	
3 すべての訪問介護員等に対し、少なくとも1年に1回事業主の負担により健康診断等を定期的に開催すること。新規に当該加算を算定する年に限っては、1年以内に健康診断が計画されていることで足りる。 ※常勤でない訪問介護員等が、事業者の実施する健康診断を本人都合により受診せず、その者が他で受診した健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した場合は、健康診断の項目を省略できるほか、費用を本人負担としても差し支えない。	○	○	○	○	
4 当該事業所における緊急時の対応方針・連絡先・対応可能時間等を記載した文書（重要事項説明書等）を利用者に交付し、説明を行うこと。	○	○	○	○	
5 訪問介護員の総数（実績により常勤換算方法で計算）のうち、介護福祉士の占める割合が3割以上、又は介護福祉士、実務者研修終了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が5割以上であること。（職員の割合は、前年度<3月を除く>又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均実績で算出する。前3月の実績により算出した場合は、割合を毎月維持し記録すること。なお、障害者総合支援法における指定居宅介護等で従事した時間は含めない。）	○	■			

<p>6 すべてのサービス提供責任者が介護に関する実務経験を3年以上有する介護福祉士、又は5年以上有する実務者研修終了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者であること。</p> <p>ただし、指定居宅サービス基準第5条第2項により1人を超える配置することとされている事業所(利用者が41人以上)においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p>	○	■			
<p>7 利用者総数のうち、要介護4及び5の利用者、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの利用者並びに喀痰吸引や経管栄養が必要な者の合計の占める割合が2割以上であること。(利用者実人員の割合は、前年度&lt;3月を除く&gt;又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均実績で算出する。)</p> <p>※喀痰吸引や経管栄養が必要な者を計上する場合は、登録特定行為事業者として愛知県高齢福祉課の登録を受けていること。</p>	○		○		
(以下、特定事業所加算Ⅳのみ)					
<p>一 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者に対しサービス提供責任者ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めること)を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。</p>				○	
<p>六 指定居宅サービス基準第5条第2項により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって(利用者が80人以下)、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤として配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。</p> <p>※つまり、利用者が40人以下の事業所であっては常勤のサービス提供責任者を2名上配置し、利用者が41人以上80人以下の事業所であっては常勤のサービス提供責任者を3名以上配置すること。</p>				○	
<p>七 利用者総数のうち、要介護3～5の利用者、日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの利用者並びに喀痰吸引や経管栄養が必要な者の合計の占める割合が6割以上であること。(利用者実人員の割合は、前年度&lt;3月を除く&gt;又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの平均実績で算出する。)</p> <p>※喀痰吸引や経管栄養が必要な者を計上する場合は、登録特定行為事業者として愛知県高齢福祉課の登録を受けていること。</p>				○	

- ※ 特定事業所加算は加算取得後も常に要件を満たしている必要があります。要件に該当しないことが判明した場合は、要件を満たさなくなった月から加算を算定できませんので、介護給付費算定に係る体制等届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を速やかに所管の福祉相談センターに届け出てください。
- ※ 重度要介護者等対応要件や人材要件等が満たさなくなったことにより加算の変更(Ⅰ→Ⅱ、Ⅱ→Ⅲなど単位数が下がる場合又は変わらない場合)を行う際は、届出日と関係なく従来の加算が算定できなくなった月から変更できるため、速やかに届け出てください。加算の変更のうち単位数が上がるもの(Ⅱ→Ⅰなど)については通常の加算の届出と同じく変更する月の前月15日(閉庁日であれば直前の開庁日)になります。
- ※ 月の途中で要件を満たさなくなった事業所(職員の離職等)が、その月の末日までに要件を満たした場合(職員の採用等)は、加算要件は中断しません。